

第14回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月30日(金) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 13名

		2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

1	三木 隆志
---	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案27号	旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
日程第3	議案28号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第4	議案29号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時30分

8. 会議の概要

<p>穀内会長</p>	<p>ただ今の出席委員は13名であります。 定足数に達しておりますので、第14回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、2番金曾浩文委員、3番辻本一夫委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。</p>
<p>清原局長</p>	<p>それでは、7月30日開催の第13回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、8月8日、地域政策懇談会（自民党）が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。この場では、穀内会長から、農地利用集積の推進について要望を上げております。</p> <p>同じく8月8日、十勝農業委員会連合会役員会が帯広市で開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>同じく8月8日、地域政策懇談会（立憲民主党）が開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>8月10日、南十勝農業委員会委員パークゴルフ大会練習会を中札内村で行い、穀内会長以下、委員10名と事務局3名が参加しております。</p> <p>8月17日、会長杯パークゴルフ大会を中札内村で開催し、穀内会長以下、委員10名と事務局3名が参加しております。</p> <p>8月21日、南十勝農業委員会委員等研修会が中札内村で開催され、穀内会長以下、委員11名と事務局3名が参加しております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。 今月の報告は3件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 また、3法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>次に3番、北海道農業士候補者の推薦についてです。下の表に記載の藤内隆弘氏、30歳、豊里行政区、経営形態畑作、1名について、大樹町長から農業士に推薦したい旨の照会がありました。これを受け、去る8月28日（水）に、穀内会長が、町の担当者及び農業改良普及センターの市川支所長から、推薦の経緯、農業士の活動内容、設置目的等について説明を受け、藤内氏が適任であると判断し、推薦について賛同する旨の回答をしております。</p> <p>最後に4番、その他で、9月1日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。 以上で業務報告を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>報告が終わりました。 報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>

	<p>日程第2、議案第27号、旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第27号、旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、かつ、あっせん等による新たな所有者への利用権の設定等が困難な場合であって、農地利用の集積を図るために農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。今回ご審議頂きます案件は1件です。つきましては、買入協議の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いたします。 以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>番号1番、申請者は、■■■■■■氏であります。 土地の所在は、字■■ 他■■筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■㎡であります。 農地利用調整会議につきましては、7月25日に第1班の5名により実施しております。 以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第27号、旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議の要請について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いた</p>

	<p>だくものです。</p> <p>今回審議いただく案件は、1件です。内訳は、使用貸借が1件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃借料は■■■、本地区の担当委員は、太田福司委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。拓北地区担当委員、太田 福司 委員から報告願ひます。</p>
太田代理	<p>申請番号1番、につきましては、法人化に伴う、借主による使用貸借となっております。</p> <p>借主は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第29号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号1番から12番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第29号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用</p>

	<p>土地利用集積計画の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。今回ご審議頂きます申請は12件です。内訳は、新規の賃貸借が11件、賃貸借の更新が1件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>それでは、申請番号1番から12番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。</p> <p>申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。地区担当員は辻本委員となっております。</p> <p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経</p>

営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。地区担当員は辻本委員となっております。

申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。地区担当員は辻本委員となっております。

申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。地区担当員は辻本委員となっております。

申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。地区担当員は辻本委員となっております。

申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。地区担当員は辻本委員となっております。

申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。地区担当員は辻本委員となっております。

申請番号12番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年■月であります。

以上で説明を終わります

穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号1番から11番について、地区担当委員より調査報告を求めます。中島地区担当委員 辻本 一夫 委員より、報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請番号1番から11番につきましては、貸主から賃貸借の申出があったため、農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号12番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第29号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から12番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します。</p>
清原局長	<p>次回の総会につきましては、9月27日金曜日を、予定しておりますので、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>以上をもって、第13回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年8月30日

会 長

委員(2番)

委員(3番)